

# 大分県信用保証協会の制度資金

(平成21年5月現在)

保証の種類	概要	借入の限度額 ( )は組合	資金 使途	保証期間 (うち措置)	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用	
							会計	担保
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
無担保無保証人保	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません) (責任共有対象外:100%保証)	1,250万円	運転 設備	7年	金融機関 所定利率	0.86		
小口零細企業保証	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (責任共有対象外:100%保証)	1,250万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20(表2)	○	○
長期経営資金	大口で長期の経営資金を必要とされる方	2,000万円~ 2億円	運転 設備	3年~15年 3年~20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的 に必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とさ れる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○
根保証	手形割引 手形貸付 手形割引取引などが多い方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○
						0.45~1.90(表1)	○	○
益・年末特別保	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6カ月	金融機関 所定利率	0.41~1.86(表4)	○	○
追認保証	小口の資金をお急ぎの時 (本件を含め保証利用は1,000万円以内)	300万円	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○
開業保証	独立開業される方	500万円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15(弾力化の対象ではあるが 財務諸表(貸借対照表)がないため)		○
経営安定関連保証	経営安定1~8号の認定を受けた方 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1号~6号 0.80 7号・8号 0.75		○
創業 関連 連保証	再挑戦支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創 業を行う又は創業を行った方 (責任共有対象外:100%保証)	1,000万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○
	創業関連保証							
創業等関連保証	事業を営んでいない個人が事業を開始する時及び 中小企業者が新たに会社を設立し事業開始する 時、並びに事業開始後5年を経過していない方 (責任共有対象外:100%保証)	1,500万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00		○
経営革新関連保証	中小企業経営革新支援法に規定する承認経営革新計 画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.85		○
中堅企業特別保証	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機 関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方 (責任共有対象外:100%保証)	6億円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内) 0.65 普通保証(1億円超) 0.75		○
中小企業特定社債保証	中小企業者が自社の発行する社債(私募債) で資金調達を行いたい時に (部分保証:80%保証)	5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金利発行 体所定率	0.45~1.90(表1)	○	○
流動資産 担保融資保証	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保と して資金調達を行いたい方 (部分保証:80%保証)	2億5,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	0.68		○
事業再生保証	法的な再生手続き申立て、再建に取り組んで いる中小企業者が資金調達を行いたい時に (責任共有対象外:100%保証)	2億円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	2.2		○
事業再生円滑化関連保証	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろう とする中小企業が資金調達を行いたい時に (部分保証:80%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	1.76		○
Q1250保証	小規模企業者が迅速に資金調達を行いたい時に (責任共有対象外:100%保証)	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20(表2)		○
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業 者が簡易迅速に資金調達を行いたい時に	3,000万円 5,000万円 8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)		○
一括支払契約保証	売掛債権(付帯する債権を含む)の割引にかかる支 払債務を保証の対象にします。納入業者が保有す る売掛債権を金融機関に債権譲渡することで、納 入業者の資金繰りの円滑化を目的とするものです。 (部分保証:70%~50%保証)	10億円 (上限)	運転	1年以内	金融機関 所定利率	責任共有対象外保証料率 (0.50%~2.20%)に 保証割合を乗じた率 (納入業者負担)		○
予約保証制度	一時的かつ緊急的な資金が必要な方。 (信用保証書の有効期限が365日)	2,000万円	運転 設備	5年以内 (小口零細企業保 証制度を利用する 場合は10年以内)	金融機関 所定利率	0.60~1.90(表14) (小口零細 0.70~2.20)		○
経営継承関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業継承を 行なうための資金調達を行いたいときに	2億8,000万円	運転 設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)		○
緊急保証制度 (平成22年3月31日まで)	必要事業資金の円滑な調達に	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	0.8		○
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方 (積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3 倍以内、3倍以上 4倍未満の方は 1,000万円以内	運転 設備	7年 10年 (6カ月)	商工貯蓄共 済融資特約 規程による	0.35~1.80 (担保割引適用後)		○

※ Q1250保証・QW保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。  
 ※ セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。  
 ※ セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。